

金融分野における 顧客情報の活用と仲介者の独立性

東京大学 大学院法学政治学研究科 教授
加毛明

第4回データ利活用制度・システム検討会
2025年2月13日

1. はじめに

- 金融分野におけるデータの利活用の課題
 - 家計等をはじめとして個人が金融データを柔軟に管理し、活用できる仕組みを整えることで、家計の収支管理や資産運用の利便性が向上し、資産運用立国の実現にもつながるのではないか。
 - データの相互運用によるイノベーション促進により、個人のニーズに即した金融商品やサービスを容易に選択できる環境づくりや、新ビジネスの創出等につなげることは考え得るか。
- 加毛明「金融機関と顧客の仲介に関する法的課題(上)(中)(下)」法律時報94巻12号(2022年)、95巻1号、95巻2号(2023年)

1. はじめに

●検討対象

- 金融機関と顧客をつなぐ仲介者に対する法整備の進展
 - ・平成29年銀行法改正 電子決済等代行業
 - ・令和2年金融商品の販売等に関する法律改正 金融サービス仲介業

●背景事情

- 情報通信技術の発達を背景とした新たな金融サービスの登場
- 顧客に最も適した金融商品・サービスを提供することの社会的重要性

●分析の視点

- 顧客情報の活用
 - ・顧客に関する情報の取得・分析を通じた需要の明確化
- 仲介者の金融機関からの独立性
 - ・顧客の需要に合致した金融商品・サービスの推奨
 - ・顧客の利益に適う金融商品・サービスの組成・開発への影響

1. はじめに

(補論)消費者法制の文脈において

■消費者のエンパワーメント

- 「デジタル化やAI等の技術の進展が著しい状況を踏まえ、法制度のみならず技術によって消費者をエンパワーメントする方策にも目を向けるべきである。AIエージェントをはじめとする技術は、消費者の脆弱性を補う方法のひとつとして有益であり、その実装を促進することで消費者の安全の実現に資すると考えられる。」(「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理」(2023年))

2. 従前の仲介業の限界

A) 保険代理店(保険)、金融商品仲介業(証券)、銀行代理業(銀行)

- 所属制

- 金融機関の委託を受けて業務を行う

- cf. 複数の金融機関の委託を受ける可能性(乗合代理店など)

- 所属金融機関による指導・監督

- 顧客に生じた損害に関する所属金融機関の賠償義務の法定

- ⇒金融機関からの独立性の低さ

- 顧客に対するベスト・アドバイス義務の(原則的)否定

- cf. ・金融サービスを提供する事業者の顧客等に対する誠実公正義務
(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律2条)

- ・乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保(「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ報告書」(2024年))

2. 従前の仲介業の限界

B) 保険仲立人(保険)

- 所属制の不採用

- 「保険会社から独立した存在として、顧客の立場に立って保険募集を行う者」(保険商品・サービスの提供等に関するワーキング・グループ「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」(2013年))

- 誠実義務(保険業法299条)

- 「自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言する」(保険会社向けの総合的な監督指針V-5-3)

- (私法上の)ベスト・アドバイス義務

- 保証金の供託義務(保険業法291条1項)

- 保険仲立人の利用の伸び悩み

- 健全な競争環境の実現のための保険仲立人の活用促進(「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ報告書」(2024年))

3. 電子決済等代行業

- 業務の内容

- 預金者の委託を受けて預金者の支払指図を銀行に伝達すること(銀行法2条17項1号。「更新系サービス」)
 - 預金者等の委託を受けて銀行から口座情報を取得し、預金者等に提供すること(銀行法2条17項2号。「参照系サービス」)
- ⇒顧客の銀行口座に係る情報の取得・集積と活用への期待

- 所属制の不採用と契約を通じた銀行による監督

- 銀行との契約締結義務(銀行法52条の61の10第1項)

3. 電子決済等代行業

●法的課題

➤銀行システムへの接続の在り方

- EU第2次決済サービス指令(PSD2)におけるオープン・アクセスの原則の採用と強力な顧客認証手段の導入
- オープンAPIの整備に関する銀行等の努力義務(銀行法等の一部を改正する法律附則11条1項)と契約による規律

➤銀行システムへの接続料の水準(オープンAPIの整備に係る費用負担)

➤銀行以外の金融機関のシステムへの接続の問題

➤顧客情報の利用範囲・方法の契約による制限の可能性

➤顧客に生じた損害に対する責任に関する契約上の規律の適否

4. 金融サービス仲介業

- 金融分野を横断するワンストップ・サービスの実現
- 業務の内容
 - 預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うこと(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律11条1項)
 - ⇒複数分野にまたがるサービス提供は必須でない
- 所属制の不採用
 - 顧客の委託を受けて業務を行うことを前提としない(金融機関の委託を受けて業務を行うこともできる)
 - ⇒所属制の不採用が金融機関からの独立性を保障するものではない
 - 保証金の供託義務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律22条1項)
- 登録数の伸び悩み(18業者(2024年12月20日時点))

4. 金融サービス仲介業

●法的課題

➤取扱可能な金融商品・サービスの制限

- ・「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるもの」の除外（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律11条2項1号～3号、3項、4項1号～4号、5項）
- ・「所属制に代わる顧客保護上の措置」との説明

⇒顧客情報を活用する必要性が低い商品・サービスへの業務の限定

➤顧客情報の利用範囲・方法

- ・顧客情報の適正な取扱いのための措置を講じる義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律26条）
- ・ある業務（兼業の業務を含む）について取得した顧客情報を（顧客の同意のもとで）他の業務に利用すること

➤顧客・金融機関との関係性に応じた規制の可能性

- ・金融機関から独立して顧客のために業務を行う事業者の類型化

5. おわりに

- 金融機関から独立して、顧客のために、顧客情報を活用して顧客に適した金融商品・サービスを提案・推奨する仲介者の未確立・未成熟

⇒仲介者の確立・成熟は事業の収益性の見込みに依存する

⇒法制度の整備によるバックアップの可能性

- ・金融機関からの独立性の確保と適切な監督の枠組み
- ・顧客情報の適切な収集・管理に関する規制
- ・顧客情報の利用範囲・方法に関する法的ルール など